

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人として尊重され、いかなる場合も等しく人権が保障されること。
- (2) 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度又は慣行によって男女の活動が制限されることがなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野においてそれぞれ自らの意思と責任において、多様な生き方が選択できるよう配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 男女が相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、男性も共同して責任を持ち、職業生活その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (6) 男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する決定が尊重され、生涯にわたる健康に配慮されること。
- (7) 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して男女共同参画を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置及び男女共同参画の推進を阻害する要因の解消を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、市民、事業者、地縁団体、国及び他の地方公共団体と協働し、又は連携するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画推進施策に市、事業者及び地縁団体と協働して取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に関し、男女が職場における活動に対等に参画していく機会の確保、職場における活動と家庭生活における活動とを両立することができる環境の整備等、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画推進施策に市、市民及び地縁団体と協働して取り組むよう努めるものとする。

(地縁団体の責務)

第7条 地縁団体は、性別による固定的な役割分担意識にとられることなく、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が平等に参画し、能力を発揮できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 地縁団体は、男女共同参画推進施策に市、市民及び事業者と協働して取り組むよう努めるものとする。

## 第2章 性別による人権侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる人権侵害の行為を行ってはならない。

- (1) 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント(職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害する行為をいう。)
- (3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等(過去に配偶者関係にあったか否かにかかわらず親しい関係にある異性を含む。))に対し、精神的及び身体的苦痛を与える暴力的行為をいう。)

(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第9条 生涯にわたり心身の健康が維持されるため、男女が互いの性を正しく理解し、対等な関係の下に妊娠、出産その他の性と生殖に関する決定が尊重されるよう配慮されるものとする。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広く市民に提供する情報においては、性別による人権侵害の禁止事項等を容認若しくは連想させ、又は助長する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第3章 基本的施策

(基本計画)

- 第11条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ石巻市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び地縁団体の意見を反映させるよう努めるものとする。
  - 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
  - 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況について公表しなければならない。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進を図るため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(参画機会の平等)

- 第15条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場において、男女間に参画する機会の格差が生じないよう啓発に努めるものとする。
- 2 市長は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女の委員の数がどちらか一方に偏ることのないよう努めるものとする。

## 5 石巻市男女共同参画推進条例

- 3 市長は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施において、参画の機会に係る男女間の格差の是正を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民への支援)

第16条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民又は関係団体の活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、男女が互いの性を理解し、対等な関係の下に妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されるよう、必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の推進)

第17条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育及び学習を通じて男女共同参画の推進に努めるものとする。

(普及啓発)

第18条 市は、男女共同参画に関する理解の促進のため、市民、事業者及び地縁団体に対する普及啓発及び必要な情報の提供等の広報活動に努めるものとする。

### 第4章 相談及び苦情処理

(相談への対応)

第19条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の行為に関する相談を市民、事業者又は地縁団体から受けた場合には、関係機関等と協力連携し、迅速に問題解決を図るよう努めなければならない。

(苦情への対応)

第20条 市長は、市が実施する施策について、市民、事業者又は地縁団体から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第5章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第21条 市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、石巻市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要に応じ調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の運営に関する委任)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

## 第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(最初の審議会の会議の招集)

- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 6 石巻市男女共同参画推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 石巻市男女共同参画推進条例（平成17年石巻市条例第24号）に基づき、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、石巻市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 石巻市における男女共同参画の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 石巻市男女共同参画基本計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、半島復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、会計管理者、教育委員会教育長、同委員会事務局長、危機管理監及び産業政策審議監をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

2 本部員が出席できないときは、当該本部員の指名する者が代理して出席することができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。



## (幹事会)

第6条 第2条に掲げる事項を調査検討するため、本部に石巻市男女共同参画推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、復興政策部長をもって充て、副幹事長は、復興政策部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、総務部長、財務部長、復興事業部長、半島復興事業部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長及び教育委員会事務局長が自らの属する部又は総合支所の職員のうちから指名する者をもって充てる。この場合において、男女いずれか一方の幹事の数、幹事の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (検討委員会)

第7条 幹事会が行う調査検討事項について、幹事会の指示に基づき専門的に調査研究するため、石巻市男女共同参画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、復興政策部次長をもって充て、副委員長は、復興政策部地域協働課長をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。
- 5 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員長は、調査研究した結果を幹事会に報告する。

## (庶務)

第8条 本部、幹事会及び検討委員会の庶務は、復興政策部地域協働課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(以下略)

## 7 石巻市女性活躍推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第27条第1項の規定により、石巻市女性活躍推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (意見等を求める事項)

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 女性活躍推進に関する情報の共有及び活用に関すること。
- (2) 女性活躍推進に関する関係機関との連携に関すること。
- (3) 女性活躍に関する事業の推進策に関すること。
- (4) その他事業推進のために市長が意見を求める必要があると認める事項

### (構成)

第3条 推進会議の構成員(以下「構成員」という。)は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 国及び地方公共団体関係機関の職員
- (2) 経済団体の職員
- (3) 市民代表
- (4) 民間企業の職員
- (5) 労働団体の職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が認める者

### (座長及び副座長)

第4条 推進会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、推進会議の進行を行う。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議の会議は市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、復興政策部地域協働課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成30年7月10日から施行する。

(以下略)

# 8 男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。



(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

## (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

## (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

## (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

## (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

## (経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三